

令和2年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被告 国 ほか1名

意見書

令和3年11月30日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

山 本



井 上

恵 理 子

三 上

絵 梨 奈

北 口

直



被告国は、本書面において、原告の令和3年10月22日付け文書送付囑託申立書1（以下「原告文書送付囑託申立書1」という。2ないし4につき同様。）ないし4及び同月26日付け文書送付囑託申立書5（以下「原告文書送付囑託申立書5」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

第1 被告国の意見

1 原告文書送付囑託申立書1ないし3及び5について

文書送付囑託の申立ては、当該文書について証拠調べの必要性が認められなければならないところ（民事訴訟法181条1項、前掲「民事証拠法大系第4巻各論Ⅱ書証」76ページ）、証拠調べの必要性は、争点との関連において明らかとなる。

しかるに、本件訴訟は、現時点において、被告国及び相被告の認否も未了であり、今後、被告国及び相被告が認否を行い、更にそれぞれの主張を明らかにすることで、争点が明らかになるものと見込まれる。

また、刑訴法47条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と規定しているところ、『訴訟に関する書類』を公にすることを原則として禁止しているのは、それが公にされることにより、被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーが侵害されたり、公序良俗が害されることになったり、又は捜査、刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどの弊害が発生するのを防止することを目的とするものであること、同条ただし書が、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合における例外的な開示を認めていることに鑑みると、同条ただし書の規定による『訴訟に関する書類』を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該『訴訟に関する書類』を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上

記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該『訴訟に関する書類』を保管する者の合理的な裁量にゆだねられているものと解すべきである。」とされている（最高裁判所平成16年5月25日第三小法廷決定・民集58巻5号1135号）。

以上を踏まえると、被告国は、争点が顕在化していない現段階において、原告文書送付嘱託申立書1ないし3及び5に対する意見を述べることは困難である。被告国は、本件訴訟の今後の進行等を踏まえて、原告文書送付嘱託申立書1ないし3及び5に対する意見を述べることをとしたい。

2 原告文書送付嘱託申立書4について

原告文書送付嘱託申立書4についても、争点が顕在化しておらず、証拠調べの必要性が明らかでない現段階において意見を述べることは困難であり、本件訴訟の今後の進行等を踏まえて、これに対する意見を述べることをとしたい。

第2 補足

なお、被告国は、原告が文書送付嘱託を求めている各文書のうち、被告国が所持している文書の証拠提出の可否につき検討中であることを申し添える。

以上